

株式会社ドリームキャリア富山 返戻金規定

被採用者が自己都合により入社後3ヶ月が経過する前に委託者を退職した場合、受託者は退社時期に応じて、受領した本件手数料を、下記に従い委託者に返還するものとする。

記

- (1) 退社時期：返還する本件手数料
- (2) 入社から1ヶ月が経過する前：受領した本件手数料の80%相当額
- (3) 入社から1ヶ月が経過し、3ヶ月が経過する前：受領した本件手数料の50%相当額
- (4) 入社から3ヶ月が経過し、6ヶ月が経過する前：受領した本件手数料の30%相当額

被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（委託者の被採用者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と異なることに起因する退社、名目上は自己都合を理由とするが本人の責めに帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合により退職した場合、及び本人の死亡等を含むが、これらに限られない。）には、前項の返還規定は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣等の形態で委託者において職務遂行経験があった場合においても、前項の返還規定は適用されない。